

# 国立大学法人東京学芸大学外国人教師給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 24 号

改正（施行）平 28 則 10(28. 4. 1)

平 31 則 7(31. 2. 7)

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。）第 3 条第 6 号の規定に基づき雇用され、又は同規則第 8 条の 2 の規定に基づき無期雇用契約に転換した本学の外国人教師（以下「外国人教師」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の区分）

第 2 条 外国人教師の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、地域手当、通勤手当及び住居手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

（俸給）

第 3 条 外国人教師に支給する俸給の決定は、常勤職員の例によるものとする。この場合、適用する俸給表は教育職俸給表（一）とし、職務の級は 3 級に格付けするものとする。

2 外国人教師の初任給の決定にあたって、経験年数の換算には、常勤職員の例によらず、下記の表によるものとする。

経 歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る）		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間， 牧師， 修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育， 研究等に関する職務に従事した期間で， その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100

（諸手当）

第4条 外国人教師には、諸手当として、地域手当、通勤手当及び住居手当を常勤職員の例に準じて支給する。

(賞与)

第5条 外国人教師には、賞与として、期末手当および勤勉手当を常勤職員の例に準じて支給する。

(その他)

第6条 給与の支給及びこの規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日に東京学芸大学外国人教師であった者で、施行日に引き続き外国人教師となる者(以下「承継外国人教師」という。)の給与については、平成18年3月31日までの間は従前の例によるものとする。

3 施行日の前日に東京学芸大学外国人教師であった者で、施行日に引き続き外国人教師となる者の在職期間については、施行日以降引き続き在職したものとみなして期末手当及び勤勉手当の算定を行うものとする。

4 施行日以降新たに採用する外国人教師の給与については、平成17年3月31日までの間は従前の例によるものとする。